

「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について」に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 1 月 5 日
内閣府地方創生推進室

平成 27 年 12 月 25 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、1 月 12 日までにご回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

1. 本ワーキンググループにおいては、以下のとおり、クールジャパン外国人材の国内就労に対するニーズがあるものと承知している。

については、こうしたニーズのある分野を特に対象として、法務省が取りまとめ役となって、業所管省庁等の関係省庁とも必要な連携を図りつつ、クールジャパンに関わる外国人材の就労拡大に関するスキームについて検討を行い、本ワーキンググループに示すこと。また、既存の業界団体からのニーズだけでなく、消費者や新規参入事業者からのニーズも掘り起こして調査を行うこと。

<日本食の料理人>

- ・日本食レストランは業界全体で後継者問題が深刻化しており、外国人材の就労ニーズがある。
- ・海外からも、日本食ブームを背景に、就労希望者が多い。

<店舗マネジメント人材>

- ・飲食業の海外展開において基幹職となる外国人の店舗マネジメント人材を接客スタッフから雇用して育成するため、外国人材の就労ニーズがある。

<インバウンド観光産業>

- ・中小規模又は日本人顧客が大多数のホテルのフロント・コンシェルジュ、飲食店・ショップの店員は、外国人宿泊客が増加傾向にあるため、外国人材の就労ニーズがある。
- ・アウトドア/アドベンチャー・ツーリズムのガイドに外国人材の就労ニーズがある。

<美容産業>

- ・日本の美容・エステを求めるインバウンド観光客向けのヘア・メイクアップアーティストは、観光客増加に伴い、外国人材の就労ニーズがある。

2. 法務省作成のガイドライン案について、

- (1) クールジャパンの分野別に具体的な事例を掲載すること。
- (2) 関係省庁との協議だけでは許可基準の明確化には不十分であると考えられるため、国家戦略特区に対する提案において基準が不明確又は恣意的などと指摘している具体的な下記事例についても許可されるか否かの取扱いを明確にした上で、事例に追加の上、ガイドライン案の修正を行い、本ワーキンググループに示すこと。

<アニメ・ゲーム産業>

課題：アニメ・ゲーム産業のデザイン職について、ビザ発給の基準が不明確・恣意的

- ・現状では、IT技術を駆使してデザイン・作画するという側面を強調することで、「技術・人文知識・国際業務ビザ」の「技術」に該当するものとして許可されることもある。
- ・(システムエンジニアまたはそれに類する技術職は、同カテゴリーでビザ発給対象)
- ・但し、事業者の規模や立地、個性なども審査の許否に影響し、業種・職種だけをもってビザ取得可能か否かの判断は困難。

<ファッション産業>

課題：デザイン職についてビザ発給の基準が不明確・恣意的

- ・「技術・人文知識・国際業務ビザ」のうち「国際業務」に該当し、「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務」であることが要件。しかし、例えば欧米由来のファッションについてはこの基準は判別が困難。
- ・事業者の規模や立地、個性なども審査の許否に影響し、業種・職種だけをもってビザ取得可能か否かの判断は困難。

- ## 3. ガイドライン案において、「上記の活動に該当しない業務に一時的に従事する場合であっても、それが企業における研修の一環であって、在留期間の大半を占めるようなものではないような場合は、在留資格の変更が許可されるケースがあります」とあるが、許可されるか否かが不明瞭で予見可能性が十分でないことから、就労当初は補助的業務に従事する場合であっても、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が許可されるケースと、されないケースについて、具体的な事例を判断基準が明確になる程度に示すこと。

《参考》平成27年10月20日 第16回国家戦略特区諮問会議 総理発言（抜粋）

「外国人を積極的に受け入れ、地方創生の加速化を図る自治体の先行的取組を後押ししていかねばなりません。このため、入国管理の迅速化を進める。日本のアニメ、和食、デザイン、ファッションなどを学びに来た留学生が、日本で本格的な実務経験を積むための就業許可の基準が明確になるよう、総合的に在留資格を見直します。」

以上